

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社D工場（以下「事業場」という。）に臨時従業員として採用され、外装担当として切り餅の箱詰め作業等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月末頃から食欲低下、不眠、倦怠感等を自覚するようになり、同年〇月上旬頃からは頭痛が毎日出始めたとして、同年〇月〇日にD医院に受診し「混合型頭痛」と診断され、同月〇日には事業所内で倒れたためD医院に救急搬送され「過換気症候群」と診断された。その後、同年〇月〇日にE医院に受診し「パニック障害」と診断され、症状が改善しないとして同年〇月〇日にFクリニックに受診し「パニック障害、特定不能の気分障害」と診断され、さらに、平成〇年〇月にG病院に受診し「特定不能の双極性障害（疑い）」と診断されている。

請求人は、同僚から無視や暴言、仕事の妨害など執拗なまでのいじめにより不眠、食欲低下、過呼吸になったとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 精神障害等専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「請求人は平成〇年〇月末から同年〇月にかけて、食欲不振、不眠、倦怠感、頭痛、めまい、おう吐等の症状が認められた。これら請求人の身体的症状は、請求人と同僚等との心理的葛藤により生じた不安感によってもたらされたと考えられ、過呼吸発作はその不安感により引き起こされたものとする。したがって、ICD-10診断ガイドラインに照らして、同年〇月上旬頃に『F48.9 神経症性障害、特定不能のもの』（以下『本件疾病』という。）を発病したものと判断する。」と医学的見解を述べている。当審査会としては、請求人の申述、母親の申述、請求人が受診した医療機関の意見書等から、精神障害等専門部会の医学的見解は妥当であると判断する。

なお、請求代理人は請求人が受診した複数医師の発病時期に関する記載等を根拠に、請求人の発病時期は同年〇月下旬である旨主張している。

この点、精神障害等専門部会は、請求人は同年〇月〇日には過呼吸症状も出現し生活に支障が出たことから、（欠勤早退など）治療目的で複数医療機関を受診していたものであるが、これらの身体的症状は身体的疾患に基づいて生じたというよりは、その背景には心理的ストレスが存在しているものと判断し、また、各医療機関の医師の意見書においても同様の所見が認められているので

あって、請求代理人の主張は採用できない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 発病直前及び発病後に認定基準別表1の「特別な出来事」（心理的負荷が極度と判断されるもの）に該当する出来事は認められない。しかしながら、請求人らは、発病後の平成〇年〇月〇日の4者面談において、請求人またはHの異動などの対処がなされず解決されなかったことで、請求人に与えた心理的負荷の強度は「強」である旨主張している。

当審査会としては、4者面談が「特別な出来事」に該当するか否か検討するも、請求人が期待する解決策が図られなかったことは認められるものの、請求人は、4者面談前において、I 班長からの「Hを異動させる」との話を断ったうえで、自らHとの面談を申し出ているのであって、その内容からも「特別な出来事」に該当するとは認められない。なお、請求人は4者面談後にHに対する不安と恐怖を感じなくなったとも主張しているが、4者面談後においてHが請求人に対して具体的にいじめ等を行った事実も認められず、請求人の申述からも、実際にHから極度のいじめ等を受けたとする主張も認められないことから、発病後（おおむね6か月以内）においても「特別な出来事」に該当する出来事は認められないものと判断する。

(4) 請求人の発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事をみると、請求人らは、Hがフリー担当でかつ早退する時に請求人に引継しなかったこと、同様にHがフリー担当で髪をチェックをする時に、請求人が一番後ろに並んだ時は請求人の髪の手チェックを行わなかったことをHの請求人に対するいじめである旨主張している。

この点、同僚のJは、「お互いに仕事上の必要なこと以外は話をしなくなったが、一方的に無視しているものではなく互いに避けていた感じがする。互いに歩み寄りも足りないのが原因かなと思う。」と申述し、その他の事業場関係者も「双方が避け合っていた」、「双方が意地の張り合いをしていた」、「こうなった責任はどっこいどっこい」、「双方が歩み寄れば大事なく治まった」などと申述している。

当審査会としては、H及び請求人が互いに避け合っていたことは認められるものの、事業関係者の申述等からはHが請求人に対してとったとされるいじめ行為等を確認することができず、当該出来事を評価の対象とすることはできない。仮にそれが事実であったとしても、ベルトコンベアが稼働し、それぞれが下回り、箱詰めまたは製品山積みを分担して作業している中で、Hが請求人に対して「業務指導の範囲を逸脱して執拗にいじめ等を行っていた」とまでは認めることはできないものであることから、その心理的負荷の強度は「弱」程度と判断する。

(5) 以上にみたとおり、Hによる請求人に対するいじめ等を仮に事実として評価した場合の総合評価は「弱」であって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。